



東京海上日動

To Be a Good Company

テレワーク保険（特定危険担保特約付帯サイバーリスク保険）の補償のあらまし

※詳細は約款をご確認ください。

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co.,Ltd



損害賠償責任 に関する補償

対象端末の所有・使用・管理等に起因して発生した**端末に保存されているデータの消失および情報漏えい**について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します

【お支払いできる保険金の種類（例）】



等



自社が負担する 対応費用に関する補償

セキュリティ事故※に起因して一定期間内に生じた各種費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。
※セキュリティ事故とは、対象端末の所有・使用・管理等に起因して発生した**端末に保存されている他人のデータの消失、情報漏えいまたは端末への不正アクセス等**をいいます。

【お支払いできる保険金の種類（例）】



等

項目	内容
被保険者 (保険の対象となる方)	契約者が指定するWindows10搭載PCを購入した法人、自治体、学校法人、教育機関、個人事業主等（除く個人）のうち、任意保険の加入手続きを完了したもの
対象端末	契約者が指定するWindows10搭載PC（対象端末ページに記載）
契約期間	1年間
被保険者の補償期間	加入した日の午後4時から1年間
支払限度額	(1)PC単位 賠償責任部分・費用部分共有（1事故）500万円 (2)企業単位 賠償責任部分・費用部分共有（1事故） PC単位限度額（500万円）×PC台数 または5,000万円のいずれか小さい額 (3)証券限度額 賠償責任部分・費用部分共有 10億円～（1年間）

テレワーク保険の詳細

①損害賠償責任に関する補償の概要

保険金をお支払いする場合（賠償責任）

貴社の販売したモバイルPCの所有・使用・管理等に起因して発生した次のいずれかの事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

- ①対象端末内の他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
- ②対象端末内の情報の漏えい（モバイルPCの紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについては「情報漏えいのおそれ」も補償します）

※ 1 社内ネットワークに起因して発生した不正アクセスは補償対象外となります。

※ 2 日本国外で発生した他人の損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

①損害賠償責任に関する補償の概要

お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金

合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。

損害賠償金

— 免責金額

各種費用

合計額に対して、保険金をお支払いします。

② 自社が負担する対応費用に関する補償

保険金をお支払いする場合

セキュリティ事故に起因して事故対応期間(*1)内に生じた危機管理対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

セキュリティ事故とは

次の事由またはそれを引き起こすおそれのある不正アクセス等をいいます(*2)。

貴社の販売したモバイルPCの所有・使用・管理等に起因して発生した次のいずれかの事由

- ① 対象端末内の他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
- ② 対象端末内の情報の漏えい（モバイルPCの紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについては「情報漏えいのおそれ」も補償します。）

(*1) 被保険者がセキュリティ事故を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。

(*2) 社内ネットワークに起因して発生した不正アクセスは補償対象外となります。

②自社が負担する対応費用に関する補償

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

次の費用のうち、セキュリティ事故に対応するために直接必要なものをいいます。ただし、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額	
		1 被害者・被害法人	1 台/ 1 企業
ア. 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、イ以下に規定するものを除きます。 イ. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ウ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 エ. 通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 オ. 記名被保険者が他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	-	
カ. 情報の漏えいまたはそのおそれが発生した被害者に対して謝罪のために支出する次の費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。（*1） （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ウ）見舞品の購入費用（被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りです。）	100%	被害者1名につき500円	
キ. 被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りです。）（*1）	100%	被害法人1社につき3万円	
ク. セキュリティ事故発生時の以下の費用 （ア）ITユーザー条項（基本補償）において保険金の支払対象となる事由または対象端末への不正アクセス等の原因調査のために支出する費用 （イ）対象端末への不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、対象端末への不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、対象端末への不正アクセス等が生じていた場合に限りです。 （ウ）セキュリティ事故に関して支出する弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。）。ただし、当会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 （エ）対象端末への不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用。ただし、対象端末への不正アクセス等が生じていた場合に限りです。 ※「ク。」の費用については、下記（i）（ii）で縮小支払割合・支払限度額が異なります。 （i）セキュリティ事故のうち情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、次のいずれかの事由により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合 ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限りです。） ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③ 被害者または被害法人に対する詫言状の送付	100%	-	500万円/ 5,000万円

②自社が負担する対応費用に関する補償

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等（前頁続き）

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額	
		1 被害者・被害法人	1 台/1企業
(ii) (i) 以外の場合（結果として (i) に該当する場合を除きます。）			
ケ. 不正アクセス等のおそれが次のいずれかによって発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する外部機関への調査依頼費用（不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用を含みます。）ただし、不正アクセス等が生じていた場合を除きます。 ① 公的機関からの通報（不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。） ② 記名被保険者が使用または管理するネットワークのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告	75%	-	500万円/ 5,000万円
コ. セキュリティ事故により消失もしくは損壊したデータの復元費用。 ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。	100%	-	500万円/ 5,000万円
サ. 情報が漏えいした被害者のクレジット情報について、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用。 ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。	100%	-	500万円/ 5,000万円

(*1) セキュリティ事故のうち情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合において、引受保険会社が保険金をお支払いするのは、次のいずれかの事由により、情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に限りです。

- ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限りです。）
- ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
- ③ 被害者または被害法人に対する詫言の送付

※ 個々の費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用いたしません。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、ITユーザー条項（賠償責任部分）で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

②自社が負担する対応費用に関する補償

保険金をお支払いする場合

この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者が保険期間中に損害賠償請求をなされた場合に限りです。

支払限度額等

支払限度額	1台/1企業	免責金額
	500万円 / 5,000万円	なし

※ 下記の費用損害額に対して支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、IT業務条項およびITユーザー条項（賠償責任部分）で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

お支払いの対象となる費用

次の費用のうち、被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。

ただし、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。

訴訟対応費用

- ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
- イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費
- ウ. 増設コピー機のリース費用
- エ. 意見書・鑑定書の作成費用
- オ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

主な事故例



メール誤送信

- ・関係者にBCCで送るつもりであったメールをCCで送ってしまい関係の無い社外の人に個人情報（顧客のメールアドレス）を誤って送信してしまった。
- ・誤った添付ファイルを送付してしまい個人情報や営業秘密を漏えいしてしまった。



従業員による持ち出し

- ・会社内部の人間が、個人情報や営業機密を誤って社外に持ち出してしまい、個人情報や営業秘密を漏えいしてしまった。



盗難・紛失

- ・PCを電車で置き忘れてしまいPC内の個人情報を漏えいしてしまった（またはそのおそれがある）。
- ・USBメモリを紛失してしまい、メモリ内の営業秘密情報を漏えいしてしまった。



のぞき見

- ・テレワーク中に画面ロックを忘れたまま離席してしまい個人情報を盗み見されてしまった。
- ・テレワーク中に背後から作業画面を撮影されてしまい個人情報が漏えいしてしまった。

<もし事故が起きたときは>

(危機管理対応費用)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(危機管理対応費用以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、レノボジャパン株式会社を契約者とし、契約者が指定するWindows10搭載PCを購入した法人、自治体、学校法人、教育機関、個人事業主等(除く個人)のうち、任意保険の加入手続きを完了したものを記名被保険者とするサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者が有します。

このご案内書は、サイバーリスク保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。サイバーリスク保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)